



# とらいあんぐる

## 「田園ウォークin那賀川」に参加しました!!



昨年12月5日、水土里ネット徳島主催の「田園ウォークin那賀川」に参加しました。

テント内に土地改良区の役割・次世代ネットワークの活動状況をパネル展示し、会報誌を配布。ウォークには、このたび新たに作成した幟旗を持って参加しました。ウォークの途中で見学しました国営総合農地防災事業で管水路として埋設されるパイプにも記念のコメントを残し、次世代ネットワークをPRしてきました。

当日は肌寒かったものの晴天に恵まれ、大盛況でした。本ネットワークの活動も多くの参加者の目にとまった事と思います。

今後も会員の拡大・情報提供等のPR活動を行っていきます。



国営総合農地防災事業「那賀川地区」については、この機会に概要を後に掲載していますのでご覧ください。

## 研修会に参加しました

平成22年12月から23年3月にかけて、徳島県主催の「平成22年度管内土地改良区役職員研修」が土地改良区の役職員を対象に開催されています。

主な講義内容としては、「土地改良区内における不祥事の未然防止について」であり、近年、全国の土地改良区において起きた不祥事と、今後いかにして不祥事の発生を防いでいくかということが話されました。

土地改良区の運営に対しては、これまで以上に組合員また県民の視線が注がれています。自己研鑽に励む、土地改良法のコンプライアンスの再確認をする、また組織体制の機能強化を図るなど、役職員が一丸となって土地改良区の更なる資質向上を目指し運営をしていきましょう。

次に、研修内容の一部として、不祥事の防止策例を記載します。

### 土地改良区における不祥事事件の原因と防止策

#### (1) コンプライアンスの欠如(主として個人の資質の問題)

- ① コンプライアンスとは、「法令遵守」、「遵法」のこと。  
土地改良区の場合で言えば、ルール(土地改良法令、定款、規約その他諸規程)に従って役職員が公正・公平に業務を遂行すること。
- ② そもそも、コンプライアンスの原点は、「誰のために何のために活動をしているか」である。土地改良法の目的や土地改良区の意味に照らして、このことを常に認識する必要がある。

#### 防止策具体例

- 土地改良法令の習熟に努める。  
(例: 研修等に参加し、自己研鑽に励む)
- コンプライアンスの原点を再認識する。  
(例: 理事長等が役職員に周知徹底する等して、全員で意識を共有する)

#### (2) 内部牽制機能の欠如(主として組織の問題)

- ① 内部牽制とは、不正・誤謬(ごびゅう)の発生を事前に防止するために、一つの会計処理・事務処理を二人以上に分割して担当させ、自動的に照合するように仕組んだもの。
- ② そもそも、土地改良区は極めて公共性・公益性が強い団体であるので、特に、会計経理(現物と帳簿の整合、公印管理等)や事務処理(契約、支出、補助金の執行等)について、内部牽制機能の充実を図る必要がある。(通帳、公印等の厳格な管理による業務執行の強化)

#### 防止策具体例

- お目付役である監事の役割の機能強化をはかる(監査の充実)。  
監査計画を策定し、監査簿を用いて会計だけでなく、事業や業務運営全般にわたって監査を実施する。監査後は、速やかに 監査報告書及び意見書を作成して総(代)会及び理事会に報告する。さらに、その指摘事項の改善状況を検証する。  
また、員外監事や外部監査の導入も検討する。
- 理事の責務遂行及び業務執行を強化する。  
特に会計担当理事は会計に関する手続、内容等を的確に把握し、適正に処理する。  
銀行印を含む公印について、その管理に係る規程を作成し、これに基づき厳格な管理を行う。
- 組織運営の活性化を図る。  
総(代)会及び理事会における審議内容について確認し、議案に対する説明を丁寧に行う等により会議の活性化を図る。  
運営状況をガラス張りにする。(例: 組織運営状況や財務状況の組合員への周知を図る)

### (3) 事項別防止策例

#### 不正経理関係

区 分	関係者	対 応 策
ア 内部牽制機能の強化	役 職 員	① 単独執行の防止の観点から、 <u>決裁は一人に任せない。</u> (職員がいない → 土地改良区の合併等の検討。)
	役 職 員	① <u>会計担当理事を必ず配置し、毎月初めに先月分の預金通帳、証拠書類及び金銭出納簿等を確認の上、金銭出納簿の月計欄へ確認印をもらう。</u> ② 会計担当理事は、会計経理に関する手続き、内容等を的確に把握し、適正に処理する。 ③ <u>銀行印を含む公印を厳格に保管する。</u>
	監 事	① 監査の充実(監査計画の策定、監査簿を使用し、時間をかけ、細部にわたって監査を実施)。 ② 少なくとも毎事業年度2回(決算監査と中間監査)、 <u>業務及び財産の状況を定期監査し、理事会・総(代)会へ報告する。</u> ③ 特に、財産目録の増減について、内容確認を十分する。 (→外部監査の導入を検討する。)
イ 財務状況の公表等	役 員	① 土地改良区だよりを発行する等、財務状況(財産目録を含む)をガラス張りにし、組合員に公表する(賦課金通知書発送時に同封することも一案)。 ② 総(代)会及び理事会における議案に対する説明を丁寧に行うこと等により会議の活性化を図る。

#### 贈収賄関係

区 分	関係者	対 応 策
ア 工事契約	業 者 役 職 員	① 工事執行規程を設け、工事の執行や契約等必要な事項を定め適正に執行する。 ② 特に業者選定に当たっては、 <u>県又は市町村の業者選定基準に準じた基準を設けることにより、特定の役員の意向の入る余地を排除する。</u> なお、可能な限り、いつも同じ業者とならないような選定基準とする。 ③ 工事発注後の計画変更に際しては、職員単独の判断とせず、十分な変更理由を記した工事打合簿により理事長まで決裁をとる。

#### そ の 他 (資質の向上～公共性・公益性の強い団体という認識)

区 分	関係者	対 応 策
ア 研修の充実	役 職 員 総 代	① 役職員及び総代を対象とした各種 <u>研修に参加し、自己研鑽し、法令等の遵守に努める。</u>
イ 先進地視察等の適正化	役 職 員 総 代	① 先進地視察は目的を定めて実施するとともに、 <u>社会通念上許される範囲での懇親会等について、場合によって個人負担(積立等)を徴する。</u>
ウ 冠婚葬祭等	役 職 員 総 代	① 冠婚葬祭等に際しては、 <u>規程(内規)を作り、明確な基準に基づいて支出する。</u>
エ そ の 他	役 職 員 総 代	① 総(代)会は最高議決機関であるので、総(代)会開催前には役職員から総代(又は組合員)に声掛け等により、 <u>総代の出席率を高める。</u>



田園ウォークで見学しました

【国営総合農地防災事業「那賀川地区」】の概要について紹介します

## 1. 目的

国営総合農地防災事業「那賀川地区」は、徳島県阿南市及び小松島市の那賀川下流域に位置する県下有数の農業地帯です。明石海峡大橋の開通により京阪神への主要な生鮮食料供給基地として位置付けられており、生産基盤の整備が急務となっています。

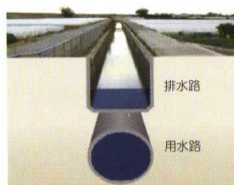
主要な農業水利施設については、那賀川北岸部は国営土地改良事業（昭和22～30年）により、また南岸部は県営土地改良事業（昭和13～29年）により整備されましたが、近年の都市化・混住化による生活雑排水の水路への流入等により農業用水の水質が悪化し、水稻栽培上の支障となっています。加えて、那賀川の3ヶ所の堰（大西堰、南岸堰、北岸堰）については、老朽化による機能低下を生じていることから、河川管理上支障があると同時に、安全性が低下してきています。

このため、この事業により、幹支線水路の用排水を分離し、生活雑排水の水路への流入を防止し農業用水の水質保全を図るとともに、3ヶ所の堰を南岸堰上流に統合し、堰の機能回復による災害の未然防止を図ることにより、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資するものです。

## 2. 事業概要

凡 例	
	計 画
	H22までに施工済

凡 例	
	受益面積
	頭首工(新設)
	頭首工(既設)
	国営水路
	市街化区域

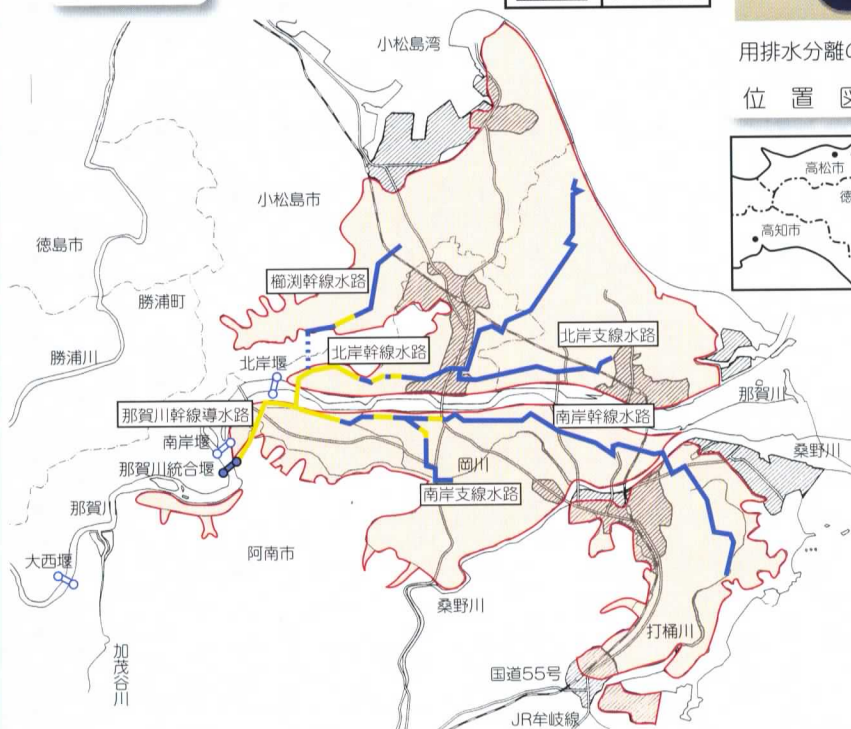


用排水分離のイメージ図



工事実施状況

事業概要図



位置図



完成後の管水路

関係市	阿南市、小松島市
受益面積	3,949ha (水田:3,876ha、畑:73ha)
受益戸数	6,164戸
主要工事計画	頭首工:1ヶ所 用水路:30.3km
着工	平成8年度
総事業費	456億円(平成12年度時点)
主要作物	水稻、きゅうり、にんじん

発行



とくしま水土里ネット次世代ネットワーク 事務局

徳島市伊月町1丁目32番地 徳島県土地改良事業団体連合会内

電話：088-626-3211 FAX：088-655-3399

Mail-address jisedainet@tokudoren.or.jp